○大野町企業立地促進条例施行規則

平成23年12月16日 規則第26号

改正 平成25年3月28日規則第1号 平成26年6月20日規則第15号 平成28年3月25日規則第5号 令和2年12月25日規則第32号

大野町工場誘致条例施行規則(昭和56年大野町規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大野町企業立地促進条例(平成23年大野町条例第20号。 以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (用語)
- 第2条 条例第2条各号及び第4条第2号に規定する用語の適用に関しては、次 項から第7項までに定めるところによる。
- 2 条例第2条第1号に規定する工場等には、製造業、情報通信業、運輸業及び 開発研究事業に要する附帯施設を含むものとする。
- 3 条例第2条第3号に規定する既設の事業と異なる業種は、日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第405号)に掲げる中分類において異なる業種とす る。
- 4 条例第2条第7号に規定する土地は、操業開始前3年以内に取得したもので、 製造業、情報通信業、運輸業及び開発研究事業に要するものとする。
- 5 条例第2条第7号に規定する建物は、操業開始前1年以内に建築又は取得したものとする。
- 6 条例第2条第7号に規定する償却資産は、操業開始前1年以内に取得したもので、投下固定資産の対象となる工場等に設置したものとする。

7 条例第4条第2号に規定する新たに雇用される町内の工場等従業員は、操業 開始前1年以内に雇用された者とする。

(指定の申請)

- 第3条 条例第6条の規定による指定の申請は、操業開始の日から90日を経過 する日前までに企業立地奨励措置指定申請書(別記様式第1号)を提出しなけ ればならない。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により操業開始の日から90日を経過する日を超えて条例第6条の規定による指定の申請を行った場合の工場等設置等奨励金の交付期間は、当該申請を行った後初めて固定資産税を賦課された年度から操業開始後初めて固定資産税を賦課された年度以後5年までとする。

(指定書等)

第4条 町長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、条 例第5条第1項の規定により指定をすることが適当であると認めたときは企業 立地奨励措置指定書(別記様式第2号)を、不適当と認めたときは企業立地奨 励措置不承認通知書(別記様式第3号)を当該事業者に対し交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

- 第5条 条例第3条に規定する奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより申請するものとする。
 - (1) 工場等設置等奨励金 賦課された年度の固定資産税を完納してから 1 0日以内に工場等設置等奨励金交付申請書(別記様式第4号)を提出すること。
 - (2) 雇用促進奨励金 交付対象期間は、操業開始後2年以内とする。申請は、常時雇用期間が1年を経過した日から30日以内に雇用促進奨励金交付申請書(別記様式第5号)を提出すること。

(奨励金の交付決定)

- 第6条 町長は、前条各号の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 奨励金の交付又は却下の決定をするものとする。この場合において、町長は、 当該奨励金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を 付けることができる。
- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付又は却下の決定をしたときは、事業者に対し、工場等設置等奨励金交付決定(却下)通知書(別記様式第6号)又は雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書(別記様式第7号)により、その内容及びこれに付けた条件を通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、条例第6条の規定による申請の 内容に変更が生じた日から10日以内に、企業立地奨励措置指定内容変更届(別 記様式第8号)により行うものとする。

(操業の休止等の届出)

第8条 条例第8条の規定による届出は、条例第5条第1項の指定に係る工場等の操業を休止し、又は廃止した日から10日以内に、操業休止(廃止)届(別記様式第9号)により行うものとする。

(奨励金の交付)

第9条 町長は、第6条第1項の規定により交付の決定をした奨励金について、 交付請求書(別記様式第10号)により請求があったときは、奨励金を交付す るものとする。

(大野町企業立地促進委員会)

- 第10条 大野町企業立地促進委員会(以下「委員会」という。)は、過半数の 委員の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 2 委員会において決すべき事項は、出席した委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対し、出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会の庶務は、産業建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第10条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により条例の例によりすることができるとされている 行為については、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行う ものとする。

(大野町行政組織規則の一部改正)

3 大野町行政組織規則(昭和59年大野町規則第2号)の一部を次のように改 正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

大野町長 様

企業立地奨励措置指定申請書

大野町企業立地促進条例第5条の規定に基づき指定を受けたいので、同条例第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

- 1 商業登記事項証明書又は住民票の写し
- 2 定款又は規約
- 3 土地登記事項証明書及び位置図
- 4 建物登記事項証明書及び配置図
- 5 契約書(土地、建物、償却資産)の写し
- 6 新たに雇用した従業員の住民票の写し
- 7 その他参考資料

1 事業所の概要

資本金(出資金)	千円	従業員数	人
業種及び事業概要			
その他参考事項			

2 工場等設置等の概要

設置の区分		新設・増設・移設								
所 在 地	大野町大字	大野町大字								
規模	土地		m ² 建物							${\tt m}^2$
事業費	zite.		千 円	də≓⊓	投下固	定資産			千円	
尹 未 質			TH	内訳		その他				千円
工事期間	着手			年	月	日	完成	年	月	日
操業開始日		年	月	日						
従業員数			J	人(うち新規	採月	用者	人)			

3 事業費の内訳

区	分	種別・数量等	価額
	土地		千円
#I. * E. **	建物		
投下固定 資産	構築物		
貝庄	機械装置		
	小計		
2014			
その他	小計		
	Ī	†	

附属資料:区分ごとの明細表

4 既存工場等の固定資産状況

区分	種別・数量等	価額				
土 地		千円				
建物						
構築物						
機械装置						
計						

附属資料:決算書又は試算表

既設建物の平面図及び明細表

- 5 公害防止関係
 - (1) 製造工程等の概要
- (2) 公害防止施設

区分		施設	内容	事業費
騒	音			千円
振悪	動			
悪	臭			
大	気			
水	質			
その	つ他			

- (3) 公害に対する効果等
 - (ア) 施設の効果と見通し
 - (イ) 公害発生の場合の処理方法
 - (ウ) その他
- 6 従業員名簿(常時雇用する者)

新・旧の区分	住所	氏名	年齢	性別	住民基本台帳に 記載された日	新規採用日
					年月日	年月日
					• •	

別記様式第2号(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大野町長

企業立地奨励措置指定書

年 月 日付け企業立地奨励措置指定申請について、大野町企業立地促進条 例第5条の規定により指定します。

なお、各奨励金の交付申請については、大野町企業立地促進条例施行規則第5条の規定に 基づき交付申請書を提出してください。

別記様式	七第3号	(第44	条関係	名)
フコロロリバス	- V 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(21)	ハスル	1

第号年月日

様

大野町長

企業立地奨励措置不承認通知書

年 月 日付け企業立地奨励措置指定申請については、次の理由により承認できないので、大野町企業立地促進条例施行規則第4条の規定により通知します。

〈不承	認の理由≫		
,			

別記様式第4号(第5条関係)

年	月	H

大野町長 様

所在地(住所) 名 称(氏名) 代表者氏名 印

工場等設置等奨励金交付申請書

みだしの奨励金の交付を受けたいので、大野町企業立地促進条例施行規則第5条第1号の 規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	交付申請額		<u>円</u>				
2	操業開始日	年 月	日				
3	企業立地奨励措置の指	定を受けた日	I	年	月	日	
4	工場等設置等の区分	新設・増設	と・移設				
5	今回の申請年度 初	年度・第2年月	度・第3年	E度・第	4年度	• 第5年度	
6	現在の投下固定資産額	及び従業員数	饮(指定分)			
				土地			千円
	投下固定資産額		千円	建物			千円
				償却資	産		千円
	従業員数	人					

7 交付申請額の内訳

投下固定	定産	固定資産税課税標準額	固定資産税額
土	地	円	円
建 !	物		
償却資	産		
計			

- 8 関係書類
 - (1) 町税の納税証明書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他参考資料

別記様式第5号(第5条関係)

(3) その他参考資料

7 1 HC	3 pg (- 4,	2100 3 (2100210)	74 1117									
										年	月	日
大	(野町	長 様	È									
							所在地 名 称 代表者	(氏名)				<u>即</u>
				雇用	月促進步	愛励金交	付申請	書				
		の奨励金の交 り、関係書類						地促進	条例施	[行規]	训第5条	第2号の
1	交付	力申請額 ₋				円						
2	操業			年	月	日						
3	企業	美立地奨励措制	置の指定	ごを受り	ナた日		年	月	日			
4	工場	景等設置等の[区分	新設	・増設	• 移設						
5	現在	Eの投下固定	資産額及	とび従	業員数	(指定分)					
							土地				千日	<u> </u>
	投下	下固定資産額_				千円	建物				千日	<u> </u>
							償却資	産				千円
	従業	美員数			人							
		(5)	ち、奨励	加金対領	象従業」	員数			人)			
6	交付	け申請額の算!	出方法									
7	関係	系書類										
	(1)	奨励金対象	逆業員 名	3簿								
	(2)	(1)の者の住	民票(写	まし)								

別記様式第6号(第6条関係)

第号年月日

印

様

大野町長

工場等設置等奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった工場等設置等奨励金については、次のとおり交付を決定(却下)したので、大野町企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

交付決定額

別記様式第7号(第6条関係)

第号年月日

様

大野町長

雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった雇用促進奨励金については、次のとおり交付を決定(却下)したので、大野町企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

交付決定額

別記様式第8号(第7条関係)

年 月 日

大野町長 様

企業立地奨励措置指定内容変更届

申請事項に変更が生じたので、大野町企業立地促進条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定を受けた日(指定前の				年	月	日		
ときは申請した日)			指定番号	第		号		
変	更	0	理	由				
変	更	l	た	日		年	月	日
変更	変更事項及び参考資料							

別記様式第9号(第8条関係)

年 月 日

大野町長 様

操業休止(廃止)届

工場等の操業を休止(廃止)したので、大野町企業立地促進条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

企業立地奨励措置		年	月	目
の指定を受けた日	指定番号	第		号
休止(廃止)した日		年	月	目
休止(廃止)の理由				

別記様式第10号(第9条関係)

交付請求書

年	月	日

大野町長 様

年 月 日付け第 号により交付決定のあった奨励金については、大 野町企業立地促進条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

奨励金の種類

請求金額 円

奨励金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協
本・支店名	本店・支店・出張所・本所・支所
口座の種類	普通(総合)・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第2号(第4条関係)

別記様式第3号(第4条関係)

別記様式第4号(第5条関係)

別記様式第5号(第5条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第7号(第6条関係)

別記様式第8号(第7条関係)

別記様式第9号(第8条関係)

別記様式第10号(第9条関係)